

令和7年度 徳島県薬事審議会

「認定薬局」の認定状況について

令和8年1月29日
保健福祉部薬務課

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

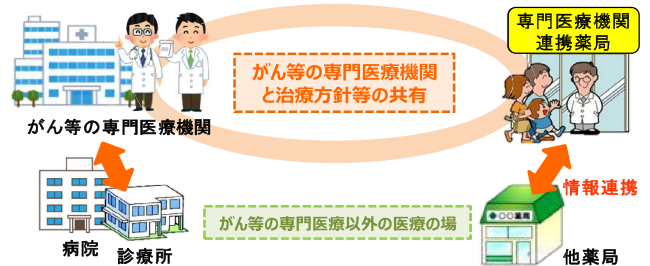
患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

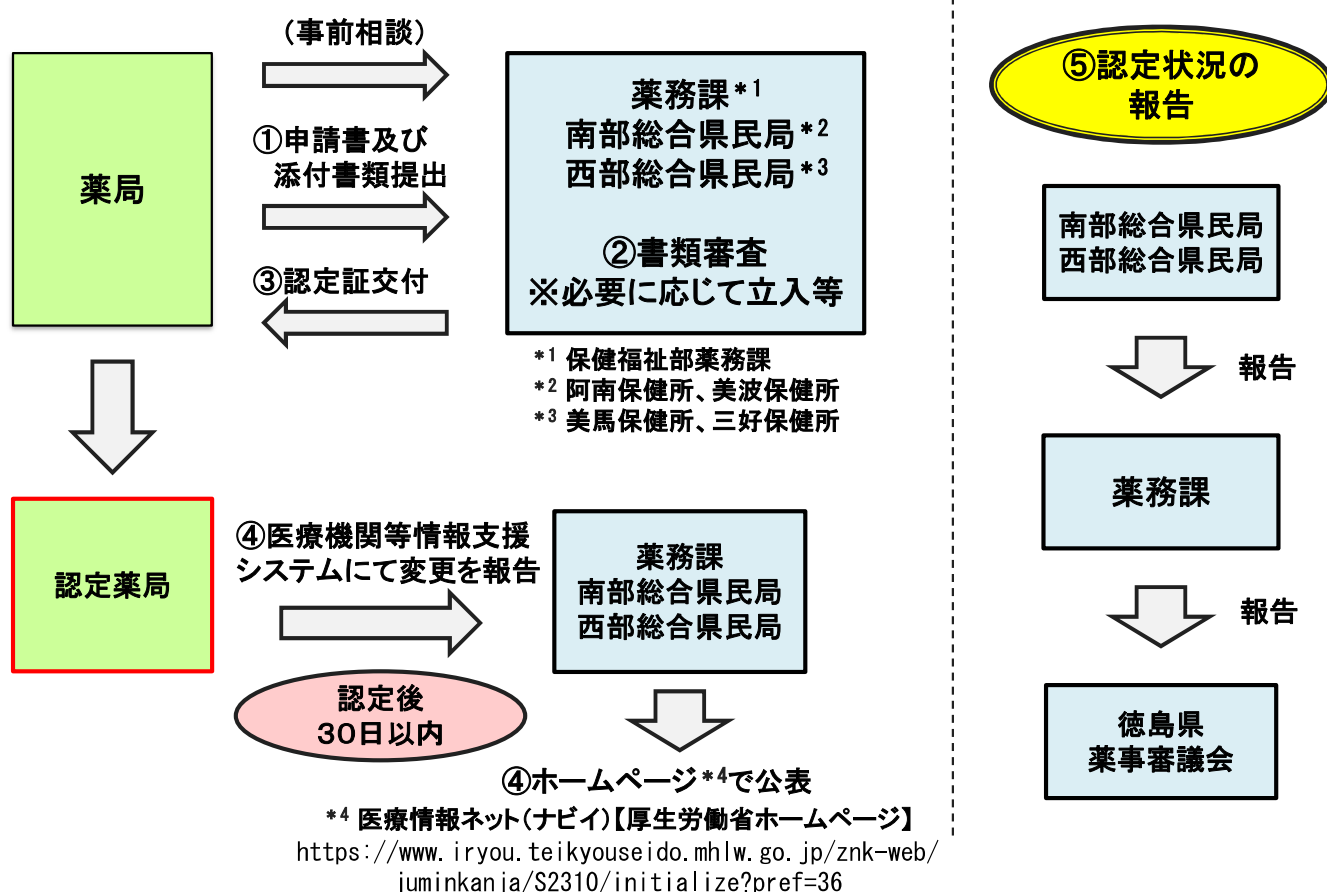
認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

これまでの経緯

- R3.3.8 徳島県薬事審議会
⇒ 認定手続きの方法について
- R3.4.27 徳島県薬事審議会
⇒ 認定基準等について（諮問）
- R3.7.13 薬局向け説明会の実施
- R3.8.1 認定薬局制度の開始
- R4.3.25 徳島県薬事審議会 第1回認定状況の報告
- R5.3.10 徳島県薬事審議会 第2回認定状況の報告
- R6.1.15 徳島県薬事審議会 第3回認定状況の報告
- R7.3.17 徳島県薬事審議会 第4回認定状況の報告
- R8.1.29 徳島県薬事審議会 第5回認定状況の報告

地域連携薬局等の認定事務の流れ



地域連携薬局等の認定基準

認定薬局の種類	認定の基準
地域連携薬局	法 ^{※1} 第6条の2第1項各号に定める要件を満たすこと。ただし、規則 ^{※2} 第10条の2第4項第1号ただし書きについては、定めない。
専門医療機関連携薬局	法 ^{※1} 第6条の3第1項各号に定める要件を満たすこと。

規則第10条の2第4項第1号

居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。
ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、月平均二回未満であって当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができる。

*1 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

*2 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

地域連携薬局の認定基準の概要

法で定める基準	規則で定める基準
構造設備	<ul style="list-style-type: none">・利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口・高齢者、障がい者等の利用に適した構造
利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	<ul style="list-style-type: none">・勤務薬剤師が地域包括ケアシステムの構築に資する会議へ参加・利用者の薬剤情報を地域の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制・前号の報告実績（過去1年間で月平均30回以上）・利用者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制
薬剤の供給体制	<ul style="list-style-type: none">・開店時間外の相談に対応する体制・休日及び夜間の調剤応需体制・医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制・麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許）・無菌製剤処理を実施できる体制・医療安全対策事業への参加・常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務・常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了・全ての薬剤師が地域包括ケアシステムに関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可）・地域の他の医療提供施設に対して医薬品の適正使用に関する情報を提供
居宅等における調剤等の体制	<ul style="list-style-type: none">・居宅等における調剤及び服薬指導等の実績（過去1年間で月平均2回以上）・訪問診療の利用者に対し医療機器及び衛生材料を提供する体制（高度管理医療機器等販売業の許可）

専門医療機関連携薬局の認定基準の概要

法で定める基準	規則で定める基準
構造設備	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口 高齢者、障がい者等の利用に適した構造
利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	<ul style="list-style-type: none"> がんの専門的な医療機関との間で開催される、治療方針共有のための会議へ継続的に参加（過去1年間） がん患者の薬剤情報を前号の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制 上記の報告実績（過去1年間で薬局を利用するがん患者の半数以上） がん患者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制
専門的な薬学的知見に基づく調剤等の体制	<ul style="list-style-type: none"> 開店時間外の相談に対応する体制 休日及び夜間の調剤応需体制 がんに関する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制 麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許） 医療安全対策事業への参加 常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務 がんの専門性の認定を受けた常勤薬剤師が勤務 全ての薬剤師ががんの専門的な調剤及び指導に関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可） 地域の他の薬局薬剤師に対してがんの専門的な内容の研修を実施 地域の他の医療提供施設に対してがんの医薬品の適正使用に関する情報を提供

認定状況（令和8年1月7日時点）

● 地域連携薬局：34件

認定日	薬局名	薬局の所在地	
R3.8.4	アイン薬局 中島田店 (R5.6.23 廃止)	徳島市中島田町3丁目50番	
R3.9.27	スマイル調剤薬局	板野郡北島町高房字八丁野西39-26	
R3.9.27	スマイル調剤薬局 北村店 (R5.6.26 廃止)	板野郡北島町北村字壱町四反地71-4	令和3年度 8件認定
R3.9.27	サザン調剤薬局 金磯	小松島市金磯町9番73号	
R3.10.20	きたじま調剤薬局	板野郡北島町鯛浜字かや122-3	
R3.11.29	スマイル調剤薬局 さつき店	海部郡海陽町大里字飯持121番1	
R4.3.8	ミクラ薬局 敷地	吉野川市鴨島町敷地12-2	
R4.3.29	そうごう薬局 矢三店	徳島市北矢三町3-3-27 グランドハイツ矢三 1F	
R4.4.14	ぐんも調剤薬局	徳島市八万町大坪177-6	
R4.5.12	スマイル調剤薬局 二軒屋店	徳島市南二軒屋町1丁目2-8	
R4.6.17	さくら調剤薬局 末広店	徳島市末広2丁目18-1	
R4.6.24	アイン薬局 徳島大学病院店 (R7.6.23 廃止)	徳島市蔵本町3丁目18-15	
R4.7.13	サザン調剤薬局 津田	徳島市津田本町4丁目715-1	令和4年度 12件認定
R4.7.19	スマイル調剤薬局 東佐古店	徳島市佐古二番町5番21号	
R4.7.28	サザン調剤薬局 西麻植	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂46-10	
R4.9.26	サザン調剤薬局 城南	徳島市城南町1丁目1012-1	
R4.9.26	サザン調剤薬局 中田	小松島市中田町字狭間43-5	
R4.10.18	上板調剤薬局	板野郡上板町佐藤塚字東202番	
R4.12.26	下浦薬局	名西郡石井町浦庄字下浦603-25	
R4.12.28	トマト調剤薬局 勝浦店	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑18番地4	

認定状況（令和8年1月7日時点）

● 地域連携薬局：34件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R5.5.18	トマト調剤薬局 国府店 (R6.1.31 廃止)	徳島市国府町桜間字登々路8-1
R5.6.29	おとな子ども薬局 (R7.6.28 廃止)	徳島市北常三島町2丁目37
R5.7.27	日本調剤 佐古薬局	徳島市佐古八番町2番18-1号
R5.10.4	サザン調剤薬局 城東	徳島市徳島町2丁目55-2
R5.11.6	三谷調剤薬局 藍住店	板野郡藍住町奥野字和田118-8
R5.12.21	スマイル調剤薬局 渭東店	徳島市安宅2丁目3番3号
R5.12.21	スマイル調剤薬局 国府南店	徳島市国府町早淵字北カシヤ61-6
R5.12.21	スマイル調剤薬局 石井店	名西郡石井町石井字石井409-5
R5.12.28	アイン薬局 中島田店 (R6.5.31 廃止)	徳島市中島田町3-50
R6.3.1	あおぞら薬局 国府店	徳島市国府町桜間字登々路8-1
R6.6.1	アイン薬局 中島田店	徳島市中島田町3丁目60-1
R6.8.26	アイン薬局 北島店	板野郡北島町中村字東堤内32-1
R6.11.27	そうごう薬局 銀座通店	三好市池田町サラダ1801-3
R7.3.1	アイン薬局 阿南医療センター店	阿南市宝田町川原6-1

令和5年度
10件認定

令和6年度
4件認定

認定状況（令和8年1月7日時点）

● 地域連携薬局：34件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R7.8.7	アイン薬局 昭和町店	徳島市昭和町7丁目36
R7.8.18	アイン薬局 上八万店	徳島市上八万町下中筋90番1
R7.9.9	アイン薬局 徳島大学病院店	徳島市蔵本町3丁目18-15
R7.11.10	アイン薬局池田店	三好市池田町シマ833-2
R7.11.27	あおぞら薬局 小松島店	小松島市前原町字東37-4
R7.12.24	あおぞら薬局 中田店	小松島市中田町字広見1番87

令和7年度
6件認定

認定状況（令和8年1月7日時点）

● 専門医療機関連携薬局（がん）：1件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R3.8.1	アイン薬局 徳島大学病院店	徳島市蔵本町3丁目18-15

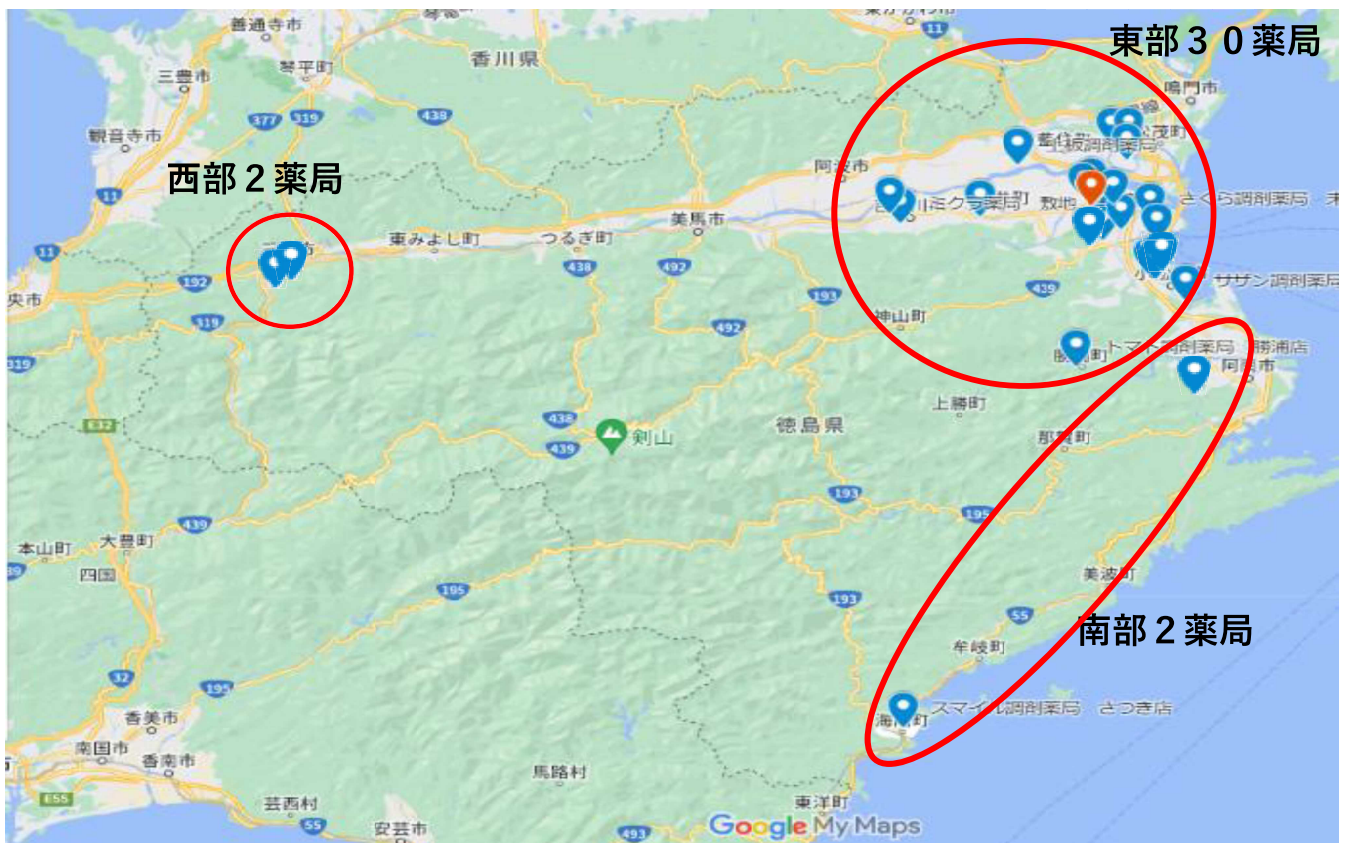
参考：がん診療連携拠点病院等一覧（令和7年11月1日現在）

- ・徳島大学病院（がん診療連携拠点病院）
- ・徳島県立中央病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院（地域がん診療連携拠点病院）
- ・徳島県立三好病院（地域がん診療病院）

徳島県における地域連携薬局（34薬局）

と専門医療機関連携薬局（1薬局）

の分布



地域連携薬局数

全数 4,344 (令和7年11月30日時点)

北海道	200	東京都	675	滋賀県	43	徳島県	33
青森県	30	神奈川県	362	京都府	118	香川県	56
岩手県	39	新潟県	101	大阪府	288	愛媛県	41
宮城県	101	山梨県	13	兵庫県	181	高知県	21
秋田県	24	長野県	62	奈良県	34	福岡県	120
山形県	33	富山県	41	和歌山県	13	佐賀県	9
福島県	84	石川県	32	鳥取県	31	長崎県	31
茨城県	149	岐阜県	49	島根県	14	熊本県	32
栃木県	62	静岡県	131	岡山県	54	大分県	28
群馬県	61	愛知県	178	広島県	110	宮崎県	18
埼玉県	262	三重県	67	山口県	32	鹿児島県	37
千葉県	220	福井県	17			沖縄県	7

専門医療機関連携薬局数

全数 229 (令和7年11月30日時点)

北海道	18	東京都	23	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	16	京都府	1	香川県	0
岩手県	2	新潟県	1	大阪府	19	愛媛県	3
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	9	高知県	0
秋田県	1	長野県	7	奈良県	1	福岡県	11
山形県	4	富山県	3	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	0	熊本県	2
栃木県	4	静岡県	5	岡山県	3	大分県	2
群馬県	3	愛知県	12	広島県	5	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	1	鹿児島県	3
千葉県	16	福井県	0			沖縄県	1

地域連携薬局数

全数 4,344 (令和7年11月30日時点)

北海道	200	東京都	675	滋賀県	43	徳島県	33
青森県	30	神奈川県	362	京都府	118	香川県	56
岩手県	39	新潟県	101	大阪府	2	徳島県	41
宮城県	1						21
秋田県							120
山形県							9
福島県							31
茨城県	149	岐阜県	49	島根県	14	熊本県	32
栃木県	62	静岡県	131	岡山県	54	大分県	28
群馬県	61	愛知県	178	広島県	110	宮崎県	18
埼玉県	262	三重県	67	山口県	32	鹿児島県	37
千葉県	220	福井県	17			沖縄県	7

日常生活圏域（中学校区）毎に
1か所設置する場合、
徳島県では約80薬局

専門医療機関連携薬局数

全数 229 (令和7年11月30日時点)

北海道	18	東京都	23	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	16	京都府	1	香川県	0
岩手県	2	新潟県	1	大阪府	19	徳島県	3
宮城県	6	山梨県					0
秋田県	1	長野県					11
山形県	4	富山県					2
福島県	1	石川県					5
茨城県	8	岐阜県					2
栃木県	4	静岡県	5	岡山県	3	大分県	2
群馬県	3	愛知県	12	広島県	5	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	1	鹿児島県	3
千葉県	16	福井県	0			沖縄県	1

二次医療圏毎に
1か所設置する場合、
徳島県では約3薬局

令和7年度の認定薬局に関する取組

- ・ 県民への周知のために認定薬局に関する動画を作成・公開
(令和5年2月10日公開 徳島県チャンネル

<https://youtu.be/Lzy-vhC8q48>)



令和7年度の認定薬局に関する取組

- ・ 薬と健康の週間にあわせて、地域の雑誌に動画の広告を掲載

薬局の機能等のあり方の見直し（健康増進支援薬局の認定制度の導入）

概要

- 薬局は、地域の公共的な施設として様々な役割を果たすことが求められており、医療資源に限られている中、**地域での医療資源を有効に活用する観点から、薬局間の連携等により地域・拠点で必要な機能を確認していくことが必要。**
 - 地域・拠点で確保すべき機能（在宅患者への対応、高度薬学管理機能等）については、地域でそれらの機能を担う薬局が必要であり、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）や健康サポート薬局はその機能を担う薬局として位置付けられる。
 - 認定薬局、健康サポート薬局だけで地域に必要な機能を担うことは困難であり、地域における体制構築に当たっては、行政機関の関与や他の薬局が積極的に協力することも必要。
- 【法改正対応】
- **薬局開設者の責務**である、医療を受ける者に必要な医薬品の安定的な供給を図ること等について、**関係行政機関との連携等により実施することを明記。**
 - 健康サポート薬局が提供するサービスについて、その質や安全の確保に努めることが必要であり、現行の健康サポート薬局は届出制度であることから、**健康サポート薬局の機能や健康サポートに関する取組の質を確保していくため、「健康増進支援薬局」として認定する制度を導入。**

地域連携薬局	専門医療機関連携薬局	健康サポート薬局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局 ・ 都道府県知事による認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局 ・ 都道府県知事による認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の健康の保持増進のために必要な情報の提供等について、地域の関係機関と連携して対応できる薬局 ・ 【現行】都道府県知事等への届出 ⇒ 【改正後】都道府県知事による認定
<p>【地域において担う機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療[※]への対応（薬局、医療機関等と連携） <p>※ 臨時的訪問対応、ターミナルケアを受ける患者への対応を含む</p>	<p>【地域において担う機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度専門的な薬学管理を必要とする患者への対応（専門医療機関と連携） 	<p>【地域において担う機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未病の方を含む地域住民を対象とした健康・相談等を含む健康増進支援（地域包括支援センター等と連携）

23

地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方について（これまでの議論の整理）（案）

- 地域連携薬局及び健康増進支援薬局については、地域行政や他機関との連携により当該地域に必要な体制構築に資することが求められており、そうした制度の趣旨が明確となることに加え、患者、地域住民から見て、その役割や機能が分かりやすいものとなることが重要である。また、その基準についても複雑なものとならないようにすることが求められる。
 - このため、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の基準については、当該認定薬局に求められる機能に応じたものとなることを基本とした上で、メリハリのあるものとすべきである。具体的には以下のとおり。
- (1) 個々の薬局に必要な機能¹に係る基準について
- ・ 薬局が有する機能のうち、外来患者の調剤・服薬指導、在宅対応、OTC医薬品の販売等といった個々の薬局に必要な機能については、現時点でも多くの薬局においてその機能を有していると考えられる。
 - ・ そのため、個々の薬局に必要な機能に係る基準については、必ずしも実績まで求めることとはせず、その機能の発揮に必要な体制が確保されていることが確認できるものとする。
- (2) 地域・拠点で確保すべき機能²に係る基準について
- ・ 認定薬局が有する機能のうち、地域・拠点で確保すべき機能に該当するものは、その薬局が発揮すべき要となる機能であり、一定水準を担保するための認定基準が必要であると考えられる。
 - ・ そのため、地域・拠点で確保すべき機能に係る基準については、当該機能の質を確保する観点で必要とされるものとし、必要に応じて実績を求めることとする。
- 今般示した考え方や以下の議論内容を踏まえ、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の基準の検討を進める。
 - ・ 地域の実情に合わせられる余地を残せるようにしておく必要があるのではないか。
 - ・ 個々の薬局に必要な機能に係る基準には、薬局の体制整備、地域の医療・健康における公共的な活動方針の理解、薬剤師倫理の保持、地域薬剤師会との連携、法令遵守といった基盤となる事項も盛り込んでほしい。また、令和元年に現行の基準を策定した以降に進展した、DX関連（オンライン資格確認、電子処方箋、オンライン服薬指導など）も視点としてあっていいのではないか。
 - ・ （その他、必要な意見があれば記載。）

^{1,2} 「個々の薬局に必要な機能」、「地域・拠点で確保すべき機能」については、令和6年9月30日付けで公表している「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）」を参照のこと。

地域連携薬局、健康増進支援薬局の認定基準について

認定基準の現状

- ・具体的な認定基準は未確定である。
- ・「地域の実情に合わせられる」よう、県独自の認定基準の設定を求められる可能性がある。



情報が示され次第、徳島県薬務課のHPにて周知します。
今後の薬事審議会において、認定基準に係る協議を行う可能性があります。